

○副議長（村上久仁君） 四十二番佐々木功悦君。

〔四十二番 佐々木功悦君登壇〕

○四十二番（佐々木功悦君） 宮城県議会開会四百回目の記念すべき本会議場で、一般質問の機会を与えていただいたことに感謝申し上げます。

大綱四点について質問いたします。

大綱一点目、村井知事の憲法観について伺います。

現憲法が一九四六年十一月三日に公布され、半年後の一九四七年五月三日に施行されてから今年で八十年の節目に当たります。憲法は、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意して制定され、海外派兵禁止、専守防衛、非核三原則、武器輸出禁止など、平和国家としての体系をつくり上げ、その精神は平和や基本的人権を尊ぶ世界に誇れるもので、大切にしなければならないと考えます。残念ながら今、世界では法ではなく力による支配が蔓延しております。ロシアによるウクライナ侵略をはじめ、最近では「私には国際法は必要ない」とトランプ大統領が発言し、国際法、国連憲章無視のベネズエラ侵略、イラン攻撃を繰り返すなどの危機的事態であります。そのような今だからこそ、日本の憲法がうたう平和主義や基本的人権の尊重は、さきの戦争で犠牲となった人々の無念さ、反省の上に成り立っており、私たちはその精神を決して忘れず未来へとつなぐ義務があります。先日、高市首相は、年度内に憲法改正の発議にめどを立てることへの意欲を示しました。私は今後、憲法改正への国会における議論とともに、国民的議論は大いに必要と思いますが、二月九日の記者会見で高市首相が発言した内容に違和感を持ちました。憲法について「どのような国をつくり上げたいのか、理想の姿を物語るもの。」と語ったことです。いつから憲法が国家権力が描いた理想の国の姿を語るものとなったのか私には理解できません。私の知る憲法とは、国家権力が個人を抑圧した戦前の反省に立ち、国家の恣意的な権力濫用を国民の手で縛るためのものではなかったのか。なぜ憲法が存在するのかという根本を理解していないのだと疑わざるを得ません。高市首相の発言は、国家が個人としての国民を尊重するのではなく、むしろ国民を国家に従わせるという真逆の姿勢を色濃くにじませた発言に聞こえます。こうした中、今限られた時間で改憲ありきの議論を進めることに少々危惧をしておりますが、一方で安保環境の変化を踏まえた自衛隊の問題など、憲法九条と安全

保障についてどう対応していくのか。SNS上での誹謗中傷や、偽り、誤った情報にどう対応するかなど、憲法二十一条の表現の自由や人権問題などなど、憲法に関わる多くの問題に対し、現実と現憲法の乖離を小さくする、またはなくすためには憲法改正も選択肢として考えていく必要はあると思っております。私自身の憲法についての考えは、私が一九七一年の春、議員秘書として国会に勤務した二十二歳のとき、先日亡くなられた自民党総裁を歴任された河野洋平先生から、平和憲法を希求する講演を受けたことが始まりです。それが私の考えの原点です。私はこのたびの憲法改正の議論にあたり、基本とすべきことは、現憲法の前文での侵略戦争への反省及び不戦の誓いと憲法九条は、一体のものとし堅持した上で様々な課題に向けて議論をすべきと考えます。宮城県を代表し県政運営を担う村井知事の憲法観をこの機会にぜひ県民の皆様にお聞かせください。

大綱二点目、地域医療及び自治体病院支援について伺います。

近年、地域医療を取り巻く環境は急速に厳しさを増しております。人口減少や高齢化の進行に加え、医師や看護師など医療人材の不足、更には医療従事者の働き方改革への対応などにより、地域における医療提供体制は大きな転換期を迎えております。特に郡部においては、高齢化率の上昇や広域的な生活圏の形成が進む一方、移動手段の制約や通院負担への不安も大きく、地域で安心して暮らし続けるための医療体制の維持は、住民生活に直結する極めて重要な課題となっております。また、国においては地域医療構想のもと病院機能の分化・連携が進められておりますが、地域包括ケアシステムや回復期医療、慢性期医療、在宅復帰支援などを担う自治体病院の役割は今後ますます重要になるものと考えます。一方でこうした役割を担う自治体病院においては、診療報酬上一定の評価は講じられているものの、人口減少地域や不採算地区を支える中で依然として厳しい経営環境に置かれており、現場では医療提供体制の維持と病院経営の両立に苦慮している実態があります。私は自治体病院は単なる医療機関ではなく、地域包括ケアシステム、防災、福祉、介護、さらには地域で暮らし続ける安心そのものを支える重要な地域インフラであると考えております。私の地元であります遠田郡を含む大崎・栗原医療圏においては、大崎市民病院を高度急性期及び急性期を中心とした中核病院としながら、周辺自治体病院が回復期医療や慢性期医療を担うことで、地域医療全体を支えております。しかしながら、機能分化・連携が進むほど周辺自治体病院の役割は重くなる

一方で、経営環境は厳しさを増すという構造的課題も見えてきております。また、その役割を支える医師や看護師などの医療人材の確保も年々困難となっており、地域医療構想を進める上では人材確保対策と自治体病院支援を一体的に進めることが重要と考えます。地域医療構想をまさに持続可能なものとするためには、基幹病院だけではなく、その後方支援や地域包括ケアシステムを担う自治体病院への支援は不可欠であります。そこで五点お伺いいたします。

一点目、国が進める地域医療構想の下、本県における自治体病院の役割をどのように認識しているのか。

二点目、地域医療構想に基づく機能分化・連携が進む中で、回復期医療や慢性期医療、地域包括ケアシステムを担う自治体病院の経営環境を県はどのように認識されているのか。

三点目、県は地域医療人材不足の現状についてどのような認識を持っているのか。また、自治体病院を含めた地域医療体制を維持するため、医師・看護師等の確保と対策に今後どのように取り組んでいくのか。併せてお伺いいたします。

四点目、今、地方や郡部では高齢者の独居や老々介護も増加し、医療と介護の切れ目のない連携が極めて重要であり、家族構成や交通事情の変化により、近くに医療機関があるということ自体が住民の安心感につながっております。私は今後の地域医療政策においては、病床数や経営指標だけではなく、地域で暮らし続ける環境をどう維持するかという視点で地域医療体制を構築していくことが重要であると考えます。県土の均衡ある発展や地域存続の観点からどのように維持・確保していく考えなのかお伺いいたします。

五点目、地域医療構想は県主導で進められておりますが、その受皿となる自治体病院の経営負担は最終的には市町村財政が支えております。元市町村長として申し上げれば、今後人口減少が進むほど市町村単独での支援には限界も生じてまいります。県として、自治体病院支援にどのように主体的に関与していく考えなのか、知事の御所見をお伺いいたします。

先日、地元紙の記者手帳という記事を見て心を打たれました。「募金を集めて病院治療？」という見出しで県南の丸森町議会での質疑が記載されておりました。丸森町か

らの前年度の繰出金が五億三千万円に上った国保丸森病院とあり、六月十日の町議会において議員から、町民に資金募集を呼びかけてはどうかとユニークな経営改善が飛び出しました。それに対して保科町長は、「病院を存続させてほしいという温かい御支援と理解しました。」と受け止めたと答え、議員が、病院を町民に残すにはこうしたことも必要と迫った際には、募金の効果は一時的。持続的な経営ができる環境づくりが必要と根本治療を優先する考えを強調したとの記事の内容でありました。質問をした議員の思い、それに応えた町長の思い、どちらも痛いほどよく分かります。今、県議会の中では仙台医療圏内の病院問題に集中しておりますが、地方や郡部の事情はもっと厳しい局面を迎えており早急な対応策が求められております。知事の政治的所見を踏まえ、お答えください。

大綱三点目、県教育行政の現状と課題について伺います。

小野寺教育長は、五月十日の河北新報インタビューで知事部局の総務部長として財政関係の経験豊富さを受けて、教育予算について言及されておりました。住民からお預かりした税金をどう最適化して予算を組み、将来も含めた県民の満足度を上げるかを大事にしてきた。教育長になっても考え方は変わらない。少子化で子供の数は減っているが、一人一人のニーズは複雑かつ多様化し必要な資源はむしろ増えていく。人やお金を中心に最適配分するか、教育の現場で実践していくと述べられておりました。この前向きな教育長の言葉に期待されている教育関係者の方も多いと思います。私も御期待申し上げます。教育長にお伺いいたします。

新教育長に就任され、県教育行政の現状においてどのような認識でおられるのか率直な御所見をお伺いいたします。

次に、不登校児童生徒等の実態と対応について伺います。

先日、地元の小学校・中学校を訪問し様々な課題のある中で、不登校児童生徒の実態について触れる機会を得ました。早急に対応しなければならない学校教育における喫緊の課題であると改めて痛感いたしました。昨年十月二十九日文科科学省が公表した令和六年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査によると、県内ではいじめ防止対策推進法に基づく重大事態が急増し、小中高校と特別支援学校での発生件数が六十九件で、千人当たりでは残念ながら全国ワーストワンとなりました。

また、千人当たりの不登校児童生徒は四十七・〇人と過去最も多く、うち中学校は八十二・八人で全国最多となり、更に小中高校での暴力行為の発生件数は三千九百七十四件で、前年度よりやや減りましたが、小学校では千人当たりの発生件数は二十六・一件、全国で四番目に多かったと伺いました。調査結果だけで評価することにはためらいもありますが対応策を講じていかなければなりません。県教育委員会としてこの調査結果をどのように受け止め分析し、それぞれ対応しようとしているのか、また対応したのか伺います。

特に不登校者に対する学校内外での学習機会の保障に力を入れる方針と伺っておりますが、現状と今後についての考えをお聞かせください。また、何よりも学校現場でリスクのある子供を早期に見つけ対応することが重要と思いますが、県として今後どのように進めていく考えなのか伺いたします。

次に、平和教育について伺います。

沖縄県名護市辺野古沖で船が転覆し京都の高校生が死亡した事故で、文部科学省は五月二十二日、学校での平和学習の一環として行った学習内容が政治的中立性を欠くとして異例の行政指導に踏み切りました。教育基本法十四条第二項は、学校は特定の政党を支持し、またはこれに反対するための政治教育やその他政治活動をしてはならないと規定しており、その規定に違反したと認定したものであります。当然、研修旅行の安全管理上の問題は問われなければなりません。教育基本法十四条が禁じているのは特定の政党を支持または反対するための政治教育や政治的活動であり極めて限定されたもので、教育内容に対する政治の介入は抑制的でなければならないと思います。私は現時点で把握できる範囲の情報で教育基本法十四条第二項違反だと断定したことに大変違和感を持ちました。政治的意見が分かれる問題を学習現場が取り上げる上で、今後萎縮効果を生じる懸念があり、政治教育への理解をより深めるための教訓としながらも、文部科学省は現場の裁量を尊重して指導すべきと思います。更に本来京都府教育委員会の見解が国より優先すべきと考えますが、今回の文部科学省の判断について教育長はどのように思われるのか御所見をお伺いいたします。

また、私はこれまで平和教育の考え方、在り方について質問をしてまいりましたが改めて新教育長にお伺いいたします。

平和を考えると、八十年前の戦争で得た教訓をどう子供たちに伝えるか、戦争経験者が年々少なくなっている中で戦争体験を聞く機会が減り、リアルな平和教育をいかに進められるか、学校現場では切実な模索が続くと伺いました。教育長は学校教育の中で、平和教育の必要性や在り方をどのように考え取り組む方針なのかお伺いいたします。次に、デジタル教科書等についてお伺いいたします。

デジタル教科書を正式な教科書とする関連法が六月十日に参議院本会議で可決成立したことにより、子供たちの学びの未来はどうなるのか。併せて人工知能AIが急速に普及し、子供たちや学校教育現場に大きな影響を及ぼしていくのではと危惧いたしますのでお伺いいたします。

学習指導要領の改訂に伴い二〇三〇年度から選択可能となると聞きましたが、二〇三〇年度以降の教科書はどのような形態に変化されていくのか。文部科学省が想定する今後の取組方針はどのようなものか。デジタル教科書の正式教科書化を急ぐ理由は何なのか。デジタル教科書の採用によって、思考力など学力の低下や健康への影響を危惧する多くの有識者の声がありますが、その対応策も検討されての方針決定なのか。既に文部科学省から情報を受けていると思いますので、県教育委員会としてどのように受け止めておられるのかお伺いいたします。

海外では紙回帰も見られ、フィンランドなどではデジタルから紙の教科書に戻す動きがあると聞きました。教育は一度間違った変革をしてしまうと回復がなかなかできません。その被害を背負い続けるのは子供たちです。ガイドラインが出される前に、国に対し県教育委員会として慎重な検討を求める声を上げていくことも重要になると思いますがどうでしょうか。紙基本、デジタル補助という今の位置づけを変える必要が本当にあるのか教育長の所見をお伺いいたします。

更に心配になることは、AIが急速に普及し文書を入力するだけで簡単にほとんどのことが調べられる世の中になったことです。言い換えれば個々人が非常に優秀な外部記憶装置を持ったに等しいことになり、これまでの受験戦争に象徴される知識偏重の教育が時間の無駄となりかねません。知識がなければAIに振り回されるだけですが、知識だけではAIに太刀打ちできないことも明らかであります。この状況を踏まえると、今後ますます教える側の能力が課題となります。生徒が個性、興味、能力に応じて課題

を設定し探求する過程で、教員はAIを加えつつ生徒と議論することになり、生徒のレベルに応じた個別教育に徹することに対応可能な教員の存在が必要になると思われますが、残念ながら優秀な人材が教職員という職場を目指している現況にないと聞き、先々が大変心配されます。このような議論が県教育委員会の中で検討されているのか教育長の率直な所感をお伺いいたします。

大綱四点目、女川原発の特定重大事故等対処施設について伺います。

東京電力福島第一原発事故から十五年がたちましたが、危険の源である核燃料デブリと原子炉はほぼ手つかずで高濃度の放射能汚染水の発生も続いております。原発事故は収束しておらず今なお続いています。政府が中長期ロードマップで掲げた二〇五一年度まで廃炉完了という目標達成の見通しは全く立っておらず、廃炉作業も出口が見えません。福島での原発事故は、原発には他の産業事故とは質的に異なる計り知れない危険があることを誰の目にも明らかにいたしました。今政府が進める原発回帰路線の最大の矛盾・弱点は、今なお事故が収束せず被害も続いていることです。そもそも再生可能エネルギーの拡大や蓄電技術、省エネの進化など需給構造の再設計が求められているにもかかわらず、最近では新たな原発建て替え目標が示されるという、将来世代への大きな負担を残したままの極めて異常な状況であります。このような中、女川原発では様々なトラブルも発生しておりますが、特に重視しなければならない原発のテロ対策施設である特定重大事故等対処施設についてお伺いいたします。

特定重大事故等対処施設は、原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突等のテロリズムに対して、その重大事故等に対処するためであり、原子炉格納容器の損傷を防止するため施設設置を義務づけております。本体施設の設計及び工事計画の認可から五年以内に設置することが求められております。これまでこの設置期限に間に合わなかった原発は、特定重大事故等対処施設が完成するまで運転を停止しております。しかしこのたび原子力規制委員会は、五年の猶予期間の起点を営業運転開始にずらすという猶予期間の延長措置を決め、本来停止しなければならない運転を引き続き継続できることになりました。この措置は規制委員会が住民の安全を後退させる方向に規制緩和し、原発の運転を継続したい電力会社の要望を聞き入れた結果となりました。この件に関して県に対し、事前に説明があったのか伺います。

説明があれば、詳細な経過をお聞かせください。

原子力規制委員会は今年の二月十八日に開催された定例会合において昨年に電力事業者から申出があった全てのプラントにおいて、経過措置期間を三年延長いただきたいとの要請に対し、他律的条件としては認められないとの理由でこれを退けました。しかし、その三か月もたたない今回の起算点の変更による事実上の延長は、他律的な要因として事業者が避けきれない要因とは言えず、対応が矛盾しているのではないかと思います。すが県の見解をお伺いいたします。

本来、女川原発の特定重大事故等対処施設の完成予定は今年の十二月となっておりますでしたが、この延長措置によって工事完了しなくても女川原発二号機の運転は継続することになります。しかし、この措置は女川原発二号機再稼働及びテロ対策施設設置に対する地元同意の前提条件の変更に当たると思います。まさに後出しのルール変更であり、地元同意した前提条件が変わったことになり、厳密に言えば事前了解を取り消して事前協議のやり直しをしなければならないと言わなければならないでしょう。県の見解を伺います。

また、原子力規制委員会はこのたびの規制緩和を決める前に、少なくとも地元自治体、地元住民に対し説明責任があると思います。原子力規制委員会の説明を聞かずに規制緩和は認められないとする毅然とした対応をすべきと思いますが、御所見をお伺いいたします。

去る六月十一日、原子力規制委員会に対し地元説明会を強く求めた市民六団体の村井知事への要請書を重く受け止めお答えください。

私は原子力規制委員会が、特定重大事故等対処施設の設置期限を再稼働から5年以内へと先延ばそうとしていることは、先の中部電力浜岡原発の不正を見抜けなかったこととともに、規制基準が後退に次ぐ後退を重ねている機関として、その役割を放棄しているような現状に見えます。規制行政の緩み、存在意義が厳しく問われる問題と受け止めたので何うものであります。

以上、四点について壇上からの質問とさせていただきます。

○副議長（村上久仁君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 佐々木功悦議員の一般質問にお答えいたします。大綱四点ございました。

まず、大綱一点目、村井知事の憲法観についての御質問にお答えいたします。

憲法は国民の権利や義務、統治機構など国家の基本原則を定めた最高法規であり、前文及び憲法第九条一項が掲げる戦争の放棄は平和主義の理念を追求したものであり、国民誰もが支持しているものと認識しております。議員おっしゃるとおり、国民のために国があり、国のために国民がいるのではないと私もそうように考えます。国が暴走しないためにくさびを打つ、そういう意味で憲法が存在するのだというのも一理あると思っております。一方、憲法九条第二項の戦力の不保持につきましては、国民からの理解と信頼を得ている自衛隊の現状を踏まえ、憲法を改正する議論があってもよいのではないかと思います。憲法の改正に当たっては、国会が発議し最終的には国民投票によりその是非が判断されますことから、まずは国会において多方面から大いに議論をしていただき、その上で主権者である国民に対し分かりやすく説明がなされ、国全体で議論が深まっていくことが重要であると考えております。

次に、大綱二点目、地域医療及び自治体病院支援についての御質問にお答えいたします。

初めに、自治体病院の役割と経営環境についてのお尋ねにお答えいたします。

自治体病院は地域医療の状況や住民の受療動向等を踏まえ、高度急性期から慢性期まで様々な役割を担うため開設・運営されております。とりわけ、人口減少が進む地域においては採算性や医療人材確保といった課題から、民間の医療資源が不足し住民の移動手段も限定的であることから、身近な自治体病院が地域の医療提供体制を支える中心的な役割を担う場合が多く、住民の命と健康を守る極めて重要な存在であると認識しております。自治体病院の経営環境については今月からの診療報酬改定により、医療収入の増加が期待されるほか、国の令和七年度補正予算において、物価高や賃上げ、設備整備に対する支援が示されたことに加え、令和八年度地方財政計画においても地方交付税措置の拡充が図られたところであります。一方で、人事委員会勧告の反映に伴う人件費の著しい上昇や、昨今の中東情勢の緊迫化による医療資材や燃料等の更なる価格高騰などもあり、依然として厳しい経営状況にあるものと認識しております。

次に、地域で暮らし続けられる環境の維持・確保についての御質問にお答えいたします。

今後、医療と介護の複合的なニーズを抱える高齢者の増加や生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域における医療提供体制の維持に向けた取組はますます重要になるものと認識しております。今般、国の検討会で取りまとめられた新たな地域医療構想の方向性についても、医療従事者の持続可能な働き方を確保しつつ環境やニーズの変化に対応し、全ての地域・世代の患者への適切な医療提供体制の構築を目指すこととされております。県ではこれまでも限られた医療資源の有効活用に向けて、医療機能の分化と連携や診療所の承継・開業支援等の取組を進めてまいりましたが、今年度からは身近な医療機関であるかかりつけ医について、保健所・支所単位でその現状を分析し医療や介護などの関係者の皆様とともに、それぞれの地域の実情に応じたかかりつけ医機能の在り方を協議することとしております。県といたしましては、こうした地域での協議や今後本格化する新たな地域医療構想の策定に向けた議論を踏まえ、地域で暮らす患者の方々を支えるために必要な医療提供体制の維持・確保に取り組んでまいります。

次に、大綱四点目、女川原発の特定重大事故等対処施設についての御質問にお答えいたします。

初めに、設置期限延長の事前説明についてのお尋ねにお答えいたします。

原子力発電所の安全規制や法令の見直しは、専門的な見地から国が責任を持って行うべき事項であり、手続上、立地自治体等に事前説明や了解を求める性質のものではないことから、今回の措置に関して原子力規制委員会からの事前説明はございませんでした。

次に、原子力規制委員会の対応が矛盾しているとの御質問にお答えいたします。

原子力規制委員会では、特定重大事故等対処施設について約十年間の工事実績を確認し、施設の完成までに経過措置期間を超過している例がほとんどであったことを踏まえ、規制の継続的改善の観点から施設設置に係る経過措置規定を合理的なものに見直す判断を行ったものであると伺っております。したがいまして、今回の見直しは電力事業者等の要望を反映したものではなく、原子力規制委員会の対応に矛盾はないものと認識しております。

次に、事前協議のやり直しなどについての御質問にお答えいたします。

東北電力と締結した安全協定について、原子炉施設に関連する施設等を新增設しようとするときは、事前に県、女川町及び石巻市に協議し了解を得るものとしており、特定重大事故等対処施設についてもその対象となるものと認識しております。今回の見直しは経過措置期間の起算するポイントを変えるものであり施設や設備に何ら変更を加えるものではないことから、事前協議をやり直すことは想定しておりません。また、議論の過程は議事録等により公開されているほか、現在国民の意見を聴取するパブリックコメントが実施され広く意見を提出する機会が確保されておりますことから、国に対し改めて説明を求める予定はございません。県といたしましては、住民団体から要請書いただいたところであり、県民の安全・安心の確保が最優先であることから国の動向を注視するとともに、期限にかかわらず施設が一日でも早く完成するよう東北電力には努力をしていただきたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○副議長（村上久仁君） 保健福祉部長志賀慎治君。

〔保健福祉部長 志賀慎治君登壇〕

○保健福祉部長（志賀慎治君） 大綱二点目、地域医療及び自治体病院支援についての御質問のうち、地域医療人材不足の現状に対する認識と医師・看護師等の確保対策についてのお尋ねにお答えいたします。

我が県の医師及び看護師については、人口十万人当たりの医師数は若干全国平均を上回っているものの看護師数は下回っている上、医師、看護師ともに仙台市内に集中しており人材確保や地域間の偏在解消が大きな課題となっているものと認識しております。このため県では、自治体病院等からの要望や将来的なニーズを捉え、自治医科大学を卒業した医師や医学生修学資金を借り入れた医師等の配置により、地域医療に必要な医師の確保に努めております。また、看護職員の採用に関するセミナーの開催や合同就職説明会への参加支援のほか、修学資金の貸与などを通じて看護師の県内就業及び定着促進を図っております。県といたしましては、引き続き地域医療を支える人材の確保に加え、安心して働き続けられる勤務環境の改善にも一体的に取り組み、地域医療提供体制の維持に努めてまいります。

次に、自治体病院に対する支援についての御質問にお答えいたします。

自治体病院の経営については、診療報酬による独立採算を原則としつつも、採算が取りにくいとされる診療科の設置や地域の特性等に鑑み、市町村病院事業に対して、一般会計からの繰入れが行われているものと承知しております。しかしながら、人口減少に伴い患者数が減少傾向にあることに加え、昨今の人件費高騰や長引く物価上昇などの影響を受け、多くの自治体病院における財政運営はより厳しさを増しており、既存の市町村支援だけでは経営が困難となっている病院もあるものと認識しております。県といたしましては、地域における持続可能な医療提供体制の構築を図るため、地域医療構想調整会議において、自治体病院も含めた医療機関の機能分化・連携についての議論を進めるとともに、それらの実現に向けた具体的な取組に対して、国の補助制度や地域医療介護総合確保基金などを活用し必要な支援を行ってまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（村上久仁君） 教育委員会教育長小野寺邦貢君。

〔教育委員会教育長 小野寺邦貢君登壇〕

○教育委員会教育長（小野寺邦貢君） 大綱三点目、県教育行政の現状と課題についての御質問のうち、県教育行政の現状認識についてのお尋ねにお答えいたします。

少子化の進行により児童生徒の数が減少する一方で、地域を取り巻く環境の変化に伴い教育的ニーズも複雑化・多様化しており、主体的・対話的で深い学びの実現や個々の児童生徒の状況に応じた支援等、丁寧な対応が求められていると認識しております。こうしたことから、県教育委員会といたしましては、まず学力向上のため今年度教員の授業改善に役立つ情報を集めたウェブサイトを新設したほか、指導主事学校訪問による伴走支援を拡充しております。また、教育事務所への学びの環境サポートチームの新設や、各学校へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣・配置などにより、多様な学びの場や居場所づくりにも取り組んでいるところです。更に、教員配置が少ない小規模校においても生徒が切磋琢磨し合うことができる環境を確保するため、オンライン教育センターの設置などデジタル技術も活用しながら高校教育の創造的再構築に取り組み、どこに住んでいても質の高い学びにアクセスできる環境づくりを進めていくこととしております。県教育委員会といたしましては、この現状を変革の好機とし

て捉え、限られた財源の最適化を図り全ての児童生徒の可能性を最大限に引き出し、教育が我が県の持続的な発展を支える未来への投資となるよう取り組んでまいります。

次に、いじめに関する調査結果及び学習機会の保障についての御質問にお答えいたします。

昨年度の調査において、いじめ重大事態の急増や不登校児童生徒数が高止まりしている状況については憂慮すべきものと認識しております。このため、県教育委員会では、児童生徒が明日も学校に行きたいと思える環境を整えるため、自分たちで学校生活を見直し、主体的に行事を企画するなど一人一人に活躍の場がある学校づくりを推進してまいります。あわせて、教室に入ることに不安を抱える児童生徒のために校内に自分のペースで学習できる別室を整え、受入れ体制を強化しております。更に、家庭訪問を行い学習や生活の手助けをする支援員を配置するなど、個々の状況に応じたきめ細かな支援に努めているところです。しかしながら、専門的な相談や支援につながっていない児童生徒がいるなどの課題も見られております。県教育委員会としては、全ての児童生徒が安心して学べる環境を確保するため、専門的な相談体制を更に充実させるとともに、福祉・医療などの関係機関並びに民間施設とのネットワークを一層強化してまいります。

次に、リスクのある子供への対応についての御質問にお答えいたします。

児童生徒が抱える諸課題については、その要因が複雑に絡み合っていることが多く、支援を必要とする児童生徒の早期発見や早期対応は重要な課題であると認識しております。県教育委員会としては、こうした困難を抱える児童生徒を早期に把握するために、日常的な声掛けや観察、定期的なアンケート及び聞き取りを行い、それらの情報を教員及び支援関係者から成るチームで共有する体制を整えております。しかしながら、教員が日々の学校生活の中で気がかりになるケースを認知してからチームとして対応するまでに一定のタイムラグが生じ、事態が悪化する事例も見られることからより早い段階で専門職によるアセスメントにつなげ、迅速かつ機動的に適切な支援を行うことが必要であると考えております。あわせて、全ての児童生徒が場所や時間にとらわれず気軽に相談できるよう、今年度から一本化した総合相談窓口の周知に努め、個々のケースにきめ細かく対応できるよう各関係機関との連携を一層深めてまいります。

次に、辺野古沖の転覆事故に伴い行政指導を行った国の判断についての御質問にお答えいたします。

学校教育における政治的中立性の確保は、教育基本法第十四条第二項に定められているとおり極めて重要であると認識しております。地方教育行政の運営に当たっては、地域の実情や各学校の特色に応じた自主性や自立性が尊重されるべきとされており、それと同時に教育の機会均等や全国的な水準の維持という観点から、国においても必要な役割を担っているものと承知しております。このたびの事案に対する国の行政指導については詳細な事実関係を承知する立場にございませんが、国として法令の趣旨にのっとり、判断したものと受け止めております。県教育委員会としては、引き続き国との適切な意思疎通を図りながら我が県の教育の充実に向け教育行政の適切な運営に努めてまいります。

次に、学校教育における平和教育の必要性や在り方に対する方針についての御質問にお答えいたします。

児童生徒が戦争の悲惨さや平和の尊さを学び、国際社会の平和と発展に寄与する意識や態度を身につけることは大変重要であると認識しております。このため、県教育委員会では、各教科の学習に加え各学校の工夫により被爆地等への修学旅行など実態に応じた平和教育を実施しているところです。また、戦争を体験された方々が少なくなり児童生徒が貴重な実体験に直接触れる機会が減少していることから、残された様々な記録などを活用し当時の実態が児童生徒に伝わるようできる限りの工夫をしております。県教育委員会としては、戦争の記憶の風化を防ぎ平和の尊さを次世代へ確実に継承していくため、関係機関等との連携を深めながら、各学校において発達段階に応じた平和教育の充実を図られるよう引き続き取り組んでまいります。

次に、デジタル教科書等についての御質問にお答えいたします。

国におけるデジタル教科書の導入に向けた検討段階においては、児童生徒の主体的な学びの推進や、授業内容の理解を深める上での活用が期待されております。一方で、児童生徒の発達段階や各教科の学習内容を踏まえた適切な選択など様々な議論がなされているものと認識しております。現在、県内全ての小中学校の英語の授業では、紙の教科書に書かれた英文を正しい発音で読み上げたデジタル音声聞いて学ぶというスタイ

ルが広がっており、正しい発音やリスニング力を高めるための学習環境が整ってきております。また、音声読み上げのみならず、拡大機能、ルビ表示、作図のシミュレーションなど様々な拡張機能が備わっていることから、学習上の困難を抱える児童生徒をはじめとした一人一人の学びを適切に手助けしている事例も見られ、児童生徒や保護者から好意的な声も寄せられております。県教育委員会としましては、学習場面に応じた紙とデジタルの適切な使い分けに関する国の議論を注視しながら、今後の教科書採択において、適切な選択を行うことができるよう検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、生徒のレベルに応じた個別教育に対応できる教員の確保や育成についての御質問にお答えいたします。

生成AIが急速に普及する中で、国のガイドラインにおいても、児童生徒がAIの特性を理解して主体的に使いこなすための情報活用能力を育成することが求められていることから、先端技術を効果的に活用しながら個別最適な学びを支援できる教員の確保・育成は極めて重要であると認識しております。このため県教育委員会では、教員に求められる資質・能力として、ICT機器や様々なデータの活用能力を重要な要素に位置づけ、これに基づき採用や研修を行っております。教員研修の具体例としては、全ての教員を対象とした学校教育の情報化に関する講義や演習によりICTスキルの底上げを図っているほか、AIや様々な最新機能を日常の校務や授業に取り入れるための研修メニューをそろえ、更なるレベルアップに努めております。県教育委員会としましては、時代や技術の変化や進歩に応じて不断の見直しを行いながら、生徒のレベルに応じた個別教育に対応できる質の高い教員の確保と育成に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（村上久仁君） 四十二番佐々木功悦君。

○四十二番（佐々木功悦君） 御答弁ありがとうございます。以前テロ対策施設設置への地元同意にあたりまして、女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書に関わる覚書の二に基づいて、UPZ自治体に対して県から意見を求められております。女川原発のUPZ自治体である美里町から令和五年十一月十六日に県知事にその意見書を提出しております。この意見書の内容は、当該施設の設置期限を遵守すること。設置期限を超える場合は速やかに公表し規制委員会の指示に従うことなどの内容であります。規

制委員会の指示に従うこととは、規制基準に従って原発を止めよということでもあります。このようにUPZ自治体があらかじめくぎを刺すかのような意見を呈していたことを、県として重く受け止めなければならないと思います。いかがでしょうか。重く受け止めるのであれば、当然、原子力規制委員会に対し、説明会の開催を求めるべきと思いますが、お答えください。

○副議長（村上久仁君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 美里町からそのようなお話があったことは承知しております。それはUPZの自治体でございますのでしっかりと受け止めなければならないと思っております。したがって、地元に対する説明を求めるべきでないかという要望をいただきましたので、原子力規制委員会のほうに確認はさせていただきました。その結果、原子力規制委員会の回答は、委員長の方から、地元からの求めがあれば住民説明会のようなものを行うという発言をされたのは事実ですとそういう発言がありました。ただそれは、委員長なり委員が現地に赴いてするというのではなくて原子力規制委員会の職員が現地に赴いてお話をすることです。つまり、新たなことを何か発言するのではなくて、今までの決まったこと、今までの発言をまとめて説明をするということ、つまりホームページに載っていることと同じことを説明するといったようなことでございました。県としてもどうするのかと考えましたけれども、先ほど答弁いたしましたとおりパブリックコメントを現在実施しておりますので、いろいろな意見があれば、そこで原子力規制委員会の職員の前で話す内容とパブリックコメントによる内容と、基本的に同じ内容を伝えるということになります。そうならば屋上屋を架すことにもなりますので、パブリックコメントでしっかりと物を申しただければいいのではないかと考えたということでございます。いずれにいたしましても、先ほど答弁したように非常に重要な施設であることは間違いございませんので、一日も早く完成をするように東北電力のほうにはしっかりとお話しをし指導してまいりたいと思っております。

○副議長（村上久仁君） 四十二番佐々木功悦君。

○四十二番（佐々木功悦君） 今、知事にお話をいただきましたけれども、五月十三日の原子力規制委員会の定例記者会見で、特定重大事故等対処施設の猶予期間について地元への説明が重要ではないかと思うがと、新聞記者の方から聞かれたことに対して山中委

員長は、要望があれば地元の自治体等には説明に行かなければならないと考えていると
明言をしております。こうした原子力規制委員会の対応があるにもかかわらず説明会を
求めない県の姿勢っていうのは大変私は遺憾に思いますし、改めて再考を求めたいと思
います。前にもお話があったとおりこれは後出しのルール変更でありますから、もとも
とは五年でできなければ、それを超えた分については停止させますということであつた。
しかも、今年の二月に行つた記者会見ではそれは一切認めないとしながらも、三か月後
に原子力規制委員会がどういう都合で変わったのかよく理解もできませんけれどもそう
いう流れになったことの経過がありますから、私はやっぱり、そのルール変更があつた
部分について、県民の多くの皆さん方が望んでおられるので、しっかりと県が責任を持
つて説明会をやつてほしいなと思います。知事もこの間の記者会見において、まだ決め
ていないと言つていたように私は思っておりますので、その辺のところぜひ再考をお願
いしたいと思います。

以上で終わります。